

# 川崎市民プラザ耐震対策等検討支援業務委託 仕様書

## 1 業務名称

川崎市民プラザ耐震対策等検討支援業務委託

## 2 目的

本業務は、川崎市民プラザの耐震基本計画の策定に必要な、施設の現状課題の整理及び対応の検討、補強工事手法の検討、敷地形状や大型設備の設置状況等を踏まえた補強工事の実現性の確認、補強工事の実施による施設運営への影響の整理等の業務への支援の実施を目的とする。

## 3 履行場所

川崎市内ほか

## 4 履行期限

契約の日から令和7年3月31日まで

## 5 川崎市民プラザの諸元

所在地 : 高津区新作1-19-1

延床面積 : 12,775.3㎡

地域地区 : 準住居地域

建ぺい率 : 60.0%

容積率 : 200.0%

## 6 業務委託の内容

既往資料のほか、発注者が提示する与条件等に基づき、耐震基本計画の策定に必要な次の業務を行う。

### ア 基本情報や課題の把握・整理

既往資料の確認のほか、現場調査及び施設管理者へのヒアリング等の手法により、耐震基本計画の策定に必要な川崎市民プラザの耐震性や運営状況等の基本情報、現施設の関連法規への適合状況や耐震補強工事实施時の施工性の課題等について把握・整理する。

### イ 諸室・機能の利用状況の把握

公共施設利用予約システム（ふれあいネット）の利用状況に関するデータの活用や、市民プラザで開催されるイベントの実施状況の確認、指定管理者へのヒアリング等の手法により、各諸室・機能の利用状況やコスト状況等を明らかにし、その取りまとめの方向性について発注者と調整を行いながら、現状と課題を整理する。

ウ 施設の老朽化に関する現状と課題の整理及び対応の検討支援

既往資料や施設管理者へのヒアリング等により、これまでに実施した設備・機能に関する定期点検の結果や、修繕履歴等の分析・評価を行い、施設の老朽化に関する現状と課題を整理する。

また、整理した現状と課題について、修繕等の対応の検討を支援する。

エ 必要な機能・規模の整理の検討支援

市民プラザに必要な機能・規模の整理について、機能の集約化や廃止又はそれらにより生じた空きスペースの活用、施設の多目的化・複合化の検討等について支援する。

オ 耐震補強工事実施範囲の検討支援

耐震化に伴う施設機能への影響等を踏まえた上で、必要な機能・規模の整理の検討により、既存機能の廃止又は新たな機能の追加等が生じた場合には、耐震補強工事への影響の検討について支援する。

カ 耐震補強工事方法の比較検討・提案

基本情報や利用状況、現状の課題等の他、次の（ア）～（キ）の観点に基づき、複数の耐震補強方法（案）の比較検討を行い、最も望ましい耐震補強工事方法を提案する。

（ア） 補強工事の範囲・部位・手法

耐震補強工事の各案について、補強工事の範囲や対象部位、工事手法の他、敷地形状等を踏まえた施工性、工事完了後の法適合状況及び必要な手続き。

（イ） 付随工事の有無等の確認

耐震補強工事の各案について、大型設備の設置状況等を踏まえた付随工事の有無や内容、工事完了後の法適合状況及び必要な手続き。

（ウ） 補強工事による施設利用への影響の確認

耐震補強工事の各案について、工事完了後の施設機能の変更・制約の有無及び利用者への影響。

（エ） 補強工事に伴う運営可否や休館期間の確認

耐震補強工事の各案について、仮設計画を踏まえ、工事中の運営可否や一部・全館休館の必要性及び期間。

（オ） 整備スケジュールの検討

耐震補強工事の各案について、設計から工事完了までのスケジュール。

（カ） 耐震補強工事概算費用の算出

耐震補強工事の各案について、本体工事、付随・外構工事、解体工事、管理運営費等、

全体の概算事業費等のコストの見通しを明らかにするとともに、それぞれの費用の試算。

(キ) その他

施設の今後の方向性の検討状況等に基づき、発注者が提示する与条件。

キ 現状課題の整理、対応検討支援

耐震対策の実施にあたり、ホール棟及び体育館棟の特定天井への対応等の現状課題の整理と対応の方向性の検討について、専門的な知見に基づき支援する。

ク 庁内調整支援

受注者は、耐震基本計画等の検討に関わる庁内調整が円滑に進むよう、発注者の質問や資料要求等に対し、参考事例の収集及び紹介、説明資料の作成等、専門的知見に基づき支援する。

ケ 打合せ・資料作成支援等

発注者及び受注者は、本委託業務を円滑かつ効果的に実施するため、綿密に打合せを実施するとともに、業務の進捗状況の確認及び調整を随時行うものとする。

また、発注者が庁外の調整等に本委託業務に係る資料を提出する必要がある場合は、受注者はその作成を支援する。

コ 報告書の作成

上記ア～ケについて、報告書にまとめる。報告書には、打合せ・各種協議記録等を含む。

また、ア～ケの検討にあたっては、各種法令や国及び以下に示す本市の基準等、公的な基準等（最新版）を適用し、適用基準等がない事項については、発注者と十分協議する。

## 7 資料等の貸与

業務の実施にあたっては、次の資料（紙またはデータ）を貸与する。貸与を受ける際には、借用書を作成し、作業終了後には速やかに返却すること。また、取扱に十分注意すること。

- ①川崎市民プラザの耐震二次診断結果に関する資料一式
- ②その他、本業務を実施するにあたって必要な書類（既存のもの）

## 8 成果品

(1) 本業務の成果品は、次のとおりとする。

- ①報告書（上記6のコでまとめたもの） A4縦判 3部（簡易製本）
- ②報告書データを収めたCD-R 1枚

(2) 上記(1)①の報告書の策定にあたっては、体裁等について発注者と協議すること。

(3) 上記(1)②のCD-Rは、ウイルスチェックの上、ウイルスチェック証明書（任意様式）とともに納品すること。また、データのうち文書、表計算及びCADデータは、ワード、エクセル及びCAD（dxf形式）ファイル等の汎用性のあるデータにより収めること。

- (4) 本委託業務で作成した Microsoft Word、Microsoft Excel 等の形式による各種データ、調査事項の集計結果データ、分析結果データ、統計情報等の資料一式は、発注者の求めに応じて速やかに提出すること。

## 9 その他

- (1) 本業務遂行中に知り得た情報等については他に漏らしてはならない。
- (2) 受注者は、各種業務等の実施手法や実施内容について適宜発注者と協議を行い、協議結果を踏まえた上で各種業務等に着手すること。
- (3) 受注者は、発注者が指定した期日までに成果物等を提出することとし、成果物等の編集等については、発注者と十分協議すること。
- (4) 受託者は市と事前に協議することなく、成果物を貸与し、又は使用してはならない。
- (5) 本委託業務に係る成果物等の著作権、所有権等の権利は、すべて発注者に帰属するものとする。また、発注者は、成果物等のすべてについて、業務に必要な範囲で改変し、または二次利用する権利を有するものとする。
- (6) 作業中に事故が発生した場合、速やかに監督員に連絡し、誠意を持って適切な措置を講ずること。また、発生した損害に関する一切の賠償は受託者の責任において行うこと。
- (7) 本業務において法令等に基づく申請等が必要となる場合には、すべて受託者の負担において受託者が当該申請等を行うこと。
- (8) この仕様書に定めのない事項、または不明な点がある場合は、川崎市の条例または規則に定めのある場合を除いて、その都度、両者協議の上で決定すること。